

子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズの把握について

1 制度上の位置づけ

「子ども・子育て支援事業計画」には、「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載



「量の見込み」は、現在の利用状況 + 「今後の利用希望」を踏まえて設定



「今後の利用希望」を把握するためには、「市民に対する利用希望の調査が必要」

(子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村による住民の利用希望把握を明記)

2 調査概要

(1) 調査区域

鹿児島市全域

(2) 利用希望の把握方法

①対象年齢

■新制度は、「幼児期の学校教育」・「保育」・「地域の子育て支援」の 3 本柱

- ・「幼児期の学校教育」・「保育」 → 就学前の子ども（0～5 歳）
- ・「地域の子育て支援」 → 就学前の子ども + 小学生（放課後児童クラブ）

【鹿児島市の調査対象数】

小学校就学前児童の保護者（抽出調査）	4, 000 人
小学校児童の保護者（抽出調査）	1, 000 人
母子手帳交付者（第一子のみ）	約 300 人

(3) 調査スケジュール（予定）

25 年 8 月	調査開始（20 日程度）
〃 9～11 月	集計・分析
〃 ～12 月	報告書の作成、納品